

【今治市指定サービス別】各種委員会、研修及び訓練の実施回数一覧

		身体拘束等の適正化		業務継続計画		非常災害対策	感染症の予防及びまん延の防止			事故発生の防止		虐待の防止		利用者の安全並びに介護サービスの質を確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置 ※令和9年3月31日までは努力義務
		委員会の開催	研修の実施	研修の実施	訓練の実施	訓練の実施	委員会の開催	研修の実施	訓練の実施	委員会の開催	研修の実施	委員会の開催	研修の実施	
訪問系サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	—	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年1回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施	—
	夜間対応型訪問介護	—	—	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	—	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年1回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施	—
通所系サービス	地域密着型通所介護	—	—	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年1回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施	—
	認知症対応型通所介護	—	—	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年1回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施	—
多機能系サービス	小規模多機能型居宅介護	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時には必ず実施	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年1回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施	定期的 (年1回以上)
	看護小規模多機能型居宅介護	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時には必ず実施	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年1回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 6月に1回以上	年1回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年1回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年1回以上 新規採用時には必ず実施	定期的 (年1回以上)
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時には必ず実施	年2回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年2回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 6月に1回以上	年2回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年2回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず実施	定期的 (年1回以上)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時には必ず実施	年2回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年2回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 6月に1回以上	年2回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年2回以上	—	—	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず実施	定期的 (年1回以上)
施設系サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3月に1回以上	年2回以上 新規採用時には必ず実施	年2回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい	年2回以上	定期的 (年1回以上)	おおむね 3月に1回以上	年2回以上 新規採用時には別に実施することが望ましい(感染症に係る研修)	年2回以上	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず実施	定期的 (年1回以上)	年2回以上 新規採用時には必ず実施	定期的 (年1回以上)
備考		委員会の開催、研修や訓練の実施にあたっては、他の委員会、他の研修及び訓練と一体的に行うことも差し支えない。ただし、一体的に行った場合も、それぞれの委員会、研修及び訓練について日時や内容等がわかるよう記録を残すこと。												